

製紙業界の違法伐採対策の取り組み状況（2023年度）について

2024年12月20日

日本製紙連合会

1. はじめに

製紙業界における違法伐採対策は、「違法伐採対策に係る林野庁のガイドライン」に基づき、「個別企業の独自の取り組みによる方法」で各社自主的に行われていたが、**2007年度**にこれらの取り組みに客観性と信頼性を担保させるため、製紙連合会が会員企業の違法伐採対策をモニタリングするとともに、その結果について、第三者委員会の指導、助言及び監査を求める「違法伐採対策モニタリング事業」を開始し、業界全体としての違法伐採対策のレベルアップに努めてきた。

そうした中、**2017年度**に施行された「合法伐採木材等の利用及び流通の促進に関する法律（クリーンウッド法）」において、木材及び木材製品を取り扱う事業者は、官需、民需を問わず、全て木材、木材製品の合法性を確認するよう努めなければならないこととなった。

このため、製紙連合会では、EUの木材規制法等諸外国の動向も踏まえ、合法性確認の強化を図る観点から、クリーンウッド法の施行を機に、会員各社が自ら合法性の確認（デューディリジェンス：DD）を行うための「合法証明 DD システムマニュアル」を作成し、各社では、このマニュアルに基づいて自社の合法証明 DD システムを作成している。

2019年度からは、各社が自社の合法証明 DD システムに基づき、調達する原料の合法性を確認しており、その結果を、製紙連合会がモニタリングしている。

今年度は、9月から10月にかけて30社（13グループ）に対して、2023年度の取り組みについて製紙連事務局による第18回のモニタリングを実施した。その結果の概要は以下の通りである。

2. 製紙業界の違法伐採対策の実施状況

今回、違法伐採対策モニタリング事業に参加した企業は、下記の**会員企業 16 社**及び関連企業を含む 13 グループ 30 社（クリーンウッド法に基づく登録企業）である。

- ① 王子エフテックス、王子製紙、王子マテリア等 計 11 社
- ② 大阪製紙
- ③ 大王製紙
- ④ 中越パルプ工業等 計 3 社
- ⑤ 特種東海製紙等 計 2 社
- ⑥ 日本製紙、日本製紙パピリア等 計 3 社
- ⑦ 兵庫パルプ工業
- ⑧ 北越コーポレーション等 計 2 社
- ⑨ 丸三製紙
- ⑩ 丸住製紙
- ⑪ 三菱製紙
- ⑫ リンテック
- ⑬ レンゴー等 計 2 社

3. 違法伐採対策モニタリング事業の調査結果

今年度の違法伐採対策モニタリング事業の調査結果は以下の通り。

(1) 製紙連事務局によるモニタリング結果

- ・ 各社の違法伐採対策は、原料調達方針を策定するとともに、合法証明システムとしてサプライヤーと覚書等を締結し、トレーサビリティレポートを提出してもらい、現地確認を行うなど、林野庁のガイドラインに基づき適切に実施されている。
- ・ 各社の DD システムマニュアルにおける改訂履歴の掲載やトレーサビリティレポートの記載内容の充実など、過去の本モニタリング事業での指摘事項を踏まえた改善が引き続き着実に進められている。
- ・ 輸入されるパルプ材及びパルプについては、その全てを森林認証材あるいは森林認証制度の下で認証された管理木材（CW）で対応する企業がほとんどとなっている。この森林認証等に加えサプライチェーン情報として、各社においてはトレーサビリティレポートを入手するなど概ねリスクアセスメントが適切に実施されている。

- ・ 国産木材チップについては、購入先と覚書等を締結し、トレーサビリティレポートを提出してもらう取組を基本とする会社と、木材チップ業者の団体認定による合法証明等を活用する取組を基本とする会社があるが、いずれも適切に実施している。

(2) 監査委員会の結果

2024年11月29日に第三者による監査委員会を開催し、上記モニタリング結果を報告し意見を聴取したところ、事務局のモニタリングにおける会員各社への対応等について指導・助言を頂いた他に、結果に対する特段の指摘は無く、引き続き、会員各社との連携の下、本事業が適切に実施されることを期待するとの意見を頂いた。

製紙連合会としては、違法伐採対策を実施している会員企業に対して、製紙連事務局のモニタリング結果及び監査委員会の指導・助言をフィードバックし、各社の取組の改善に資することにより、今後とも業界全体の違法伐採対策の一層の充実を図っていく考えである。

併せて、改正クリーンウッド法の運用方針等も踏まえながら、本モニタリング事業の効果的な実施に取り組む考えである。

4. 終わりに

2007年度から始まった違法伐採対策モニタリング事業も、今年で18回目を迎え、会員企業の間では定着している。現在、会員各社では、製紙連の「**合法証明 DD システムマニュアル**」を用いて作成した自社の合法証明 DD システムに基づいて、調達する原材料の合法性確認のための情報を収集・保管するなど、合法伐採木材等の流通・利用の促進に積極的に取り組んでいる業界として高く評価されている。

改正クリーンウッド法への対応はもとより、会員各社の取組状況を確認・評価する違法伐採対策モニタリング事業は、TNFD等の情報開示の面からも重要性を増しており、引き続き、製紙連としてもモニタリング事業の適切な実施等を通じて、業界評価の維持・向上に努めてまいりたい。

なお、今年度の各社の合法木材の利用状況については、登録実施機関である日本ガス機器検査協会に報告し、その確認を経て林野庁に報告される。

(参考) 製紙業界の違法伐採対策の経緯

1 違法伐採対策の開始

2005年7月に英国で開催されたグリーンイーグルズサミットにおいて、違法伐採対策に対して具体的行動に取り組むことで先進各国が合意した。これを受けて、わが国では、グリーン購入法の判断基準が改正され、政府調達にあたって、2006年4月以降は合法性が証明された木材を用いなくてはならないということになった。

合法証明方法については、「違法伐採対策に係る林野庁のガイドライン」によって①「森林認証による方法」、②「団体認定による方法」、③「個別企業の独自の取り組みによる方法」が示されているが、製紙業界としては、③の「個別企業の独自の取り組みによる方法」を採用することとし、2006年4月以降、日本製紙連合会の会員企業は、それぞれの企業で独自の違法伐採対策に取り組んでいるところである。(その実施にあたっては、適宜、①の「森林認証による方法」や②の「団体認定による方法」を一部活用している。)

なお、これに先立って、日本製紙連合会は、2006年3月に「違法伐採問題に対する日本製紙連合会の行動指針」を策定し、業界全体として違法伐採問題に取り組んでいく姿勢を明確にしている。加えて、2007年3月には、「環境に関する自主行動計画」を改定し、違法伐採対策を自主行動計画の一環として位置づけた。その後、自主行動計画終了後の2012年4月に策定された「環境行動計画」においても、引き続きその一環として位置づけられている。

2 違法伐採対策モニタリング事業の開始

2007年度からは、会員企業の自主的な取り組みに、客観性と信頼性を担保するために、日本製紙連合会が会員企業の違法伐採対策をモニタリングするとともに、その結果について学識経験者、消費者団体関係者等で構成される第三者委員会の指導、助言及び監査を求める「違法伐採対策モニタリング事業」を実施するなど、業界全体としての違法伐採対策のより一層のレベルアップに努めてきた。18年目となる2024年度についても、会員企業の2023年度の違法伐採対策について「違法伐採対策モニタリング事業」によるモニタリングを実施した。

監査委員会委員	林業経済研究所	永田 信氏
	グリーン購入ネットワーク	深津 学治氏
	筑波大学大学院准教授	立花 敏氏
	Social-i	野村 恭子氏

3 違法伐採対策に関する国際的な動向

米国においては、違法伐採対策として 2008 年にレイシー法が改正されて、紙製品を含む木材製品を米国に輸出するにあたっては、輸出申告時に、品名、価格、数量と共に木材が伐採された産地国と木材の樹種を申告しなくてはならなくなった（ただし、現時点において、紙パルプには適用されていない）。また、EU においては、違法伐採対策として 2010 年に「EU 木材規制法（違法伐採によって取得された林産物を規制する規則）」が制定され、これによって 2013 年 3 月より違法伐採された木材、あるいはそれら木材から生産された林産物を EU 域内で販売することは禁止されている。さらに、オーストラリアにおいても「違法伐採禁止法（Illegal Logging Prohibition Bill 2012）」が 2014 年から施行されている。

なお、EU においては、2023 年 6 月に EU DR（森林減少フリー製品に関する規則、EU Deforestation Regulation）が制定され、従来の木材規制法の規制対象に加え、森林の破壊や劣化につながる恐れのある木材製品や農産物などに拡大し、これらを市場から排除する規制を一段と強化している。

4 クリーンウッド法の制定

2016 年 5 月に三重県で開催された伊勢志摩サミットにおいて、主催国として違法伐採対策に対するより積極的な姿勢を示すため、2016 年 5 月 20 日に議員立法で「合法伐採木材等の利用及び流通の促進に関する法律（クリーンウッド法）」が制定された。（2017 年 5 月 20 日より施行）

クリーンウッド法においては、木材及び木材製品を取り扱う事業者は、官需、民需を問わず、全て木材、木材製品の合法性を確認するよう努めなければならない（努力義務）ことになった。この確認行為は、EU の木材規制法と同様に デューディリジェンス（DD）として行わなければならない。また、この法律に基づいて合法性の確認を行う事業者は、国が認定する登録実施機関に登録することができる（任意）ことになった。国は、この法律の施行に必要とされる場合には、指導、助言、報告徴収及び立入検

査を行うことができるとされている。

5 合法証明 DD システムマニュアルの作成

日本製紙連合会は、このクリーンウッド法の制定に対応して、2017 年度（2017 年 5 月 20 日以降）から取り扱う全ての木材原料について DD を行うために、EU の木材規制法、米国のレイシー法、豪州の違法伐採禁止法の DD にも対応できる製紙業界としての独自の DD システムを構築するため、「日本製紙連合会・合法証明 DD システムマニュアル」を作成した。

さらに、2017 年 10 月 27 日には下記の 5 団体がクリーンウッド法の登録実施機関として告示され、クリーンウッド法の登録が実施できるようになった。

登録実施機関 (公財) 日本合板検査会
 (公財) 日本住宅・木材技術センター
 (一財) 日本ガス機器検査協会
 (一社) 日本森林技術協会
 (一財) 建材試験センター

(注) 2018 年 11 月 27 日 (一社) 北海道林産物検査会が追加され 登録実施機関は 6 団体となった。

日本製紙連合会は、(一財) 日本ガス機器検査協会に団体一括代理申請を行い、2018 年 3 月 19 日付で 27 社が木材関連事業者として登録されたところである。その後、2018 年 12 月 3 日付で 1 社、2019 年 4 月 26 日付で 2 社が追加登録されて 現在は 30 社となっている。

なお、クリーンウッド法に基づく登録及び合法証明のための DD システムについても、引き続き「違法伐採対策モニタリング事業」によって客観性及び信頼性を担保していく考えであり、2019 年度の違法伐採モニタリング事業から、各社が作成した合法証明 DD システムに基づく調査を行っている。

6 クリーンウッド法の改正

「クリーンウッド法」(2017 年 5 月 20 日施行) は、施行後 5 年を目途に見直しを行うとされていたことから、2021 年 10 月に林野庁が設置した外

部有識者による検討会において検討がなされ、2022年6月に中間とりまとめが行われた。その後、林野庁等における検討を経て、提出されたクリーンウッド法の改正案は、2023年4月に成立し、2025年4月1日より施行されることとなった。改正の主な内容については以下の通り。

(1) 川上・水際の木材関連事業者による合法性確認等の義務付け

川上・水際の木材関連事業者（従来の第一種事業者）に対し、国内の素材生産販売事業者（立木の伐採・販売等）、外国の木材輸出事業者から木材等の譲受をする時には、以下の①合法性の確認、②記録の作成及び保存（いわゆるデューデリジェンスを実施）し、他の事業者に譲り渡す場合には、これらに関する③情報を伝達することの義務化。

① 合法性の確認

川上・水際の木材関連事業者は、森林法に基づく伐採届出書の写し、原産国の政府機関等が発行した証明書の写し等の原材料情報を収集し、法令に違反して伐採されていないか確認しなければならない。

② 記録の作成及び保存

上記の原材料情報に関する記録を作成するとともに、合法性が確認された木材であるか否かの別についても記録を作成し、一定期間保存しなければならない。

③ 情報の伝達

他の木材関連事業者に木材を譲り渡す時には、上記の記録に関する情報を伝達しなければならない。

(2) 素材生産販売事業者による情報提供の義務付け

上記（1）の①合法性の確認が円滑に実施されるように、国内で丸太の生産・販売を行う素材生産販売事業者に対し、木材関連事業者からの求めに応じ、伐採届等の情報提供を行うことを義務付け。

(3) 上記（1）及び（2）の履行を確保するための措置

① 罰則等の規定

（1）及び（2）に関し、主務大臣による指導・助言、勧告、公表、命令、命令違反の場合の罰則を措置。

② 定期報告の義務付け

（1）の川上・水際の木材関連事業者のうち、一定規模（省令で定める一定金額及び数量）以上の者は、毎年一回、主務大臣に（1）の②で記録した合法性確認木材等の数量を報告することを義務付け。

(4) 小売事業者の木材関連事業者への追加

合法性の確認等の情報が消費者まで伝わるよう、家具や木製品等を販売する小売事業者を木材関連事業者に追加し、登録実施機関の登録を受けられるよう措置。

(5) 施行期日等

施行期日は、公布の日から起算して2年を超えない範囲で政令で定める日。また、施行後3年を目途に法律の規定について、検討し必要な措置を講ずる。

7 改正クリーンウッド法への対応

改正クリーンウッド法は、2023年12月公布の政令により、2025年4月1日に施行されることとなった。

併せて、川上・水際の木材関連事業者が、法令に違反して伐採されていないことを確認するために必要な原材料情報についても政令で規定された。

なお、改正法の詳細な運用等については、今後、省令等において定められることから、そのプロセスにおいて、製紙連における知見の提供を行うなど、効果的・効率的な執行手法等の構築に向けて貢献できるよう対応する考えである。